

マンダリン オリエンタルで恋に落ちてみませんか。

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しのお知らせ

平成30年12月27日に取扱いを終了した当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に提出をお願いいたします。

記

払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

- ・ マンダリン・オリエンタル・グローバル・ギフトカード・インターナショナル・リミテッド

払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

- ・ マンダリン オリエンタル ギフトカード

払戻しの申出期間

- ・ 平成30年12月27日から平成31年2月28日まで

当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続から除斥されますので、ご注意願います。

申出の方法

- ・ mohg-giftcard@mohg.com宛にEメールをお送りいただくか、03-3270-8800宛にお電話いただき、各ギフトカード固有の番号と、お名前および返金先の銀行口座の情報をお知らせください。

払戻しの方法

- ・ ギフトカードをマンダリンオリエンタル東京のフロントデスクまでお持ちいただくか、マンダリンオリエンタル東京宛にご郵送ください(日本国内において郵送費が生じた場合、標準的な範囲で当社が負担し、残高に上乗せする形で返金致します)。お申出およびギフトカードをご返却いただいた後、速やかに払戻しを行います。残高を照会後、ご指定の銀行口座にお振込みします(日本における振込基本手数料は当社にて負担いたします)。

払戻しに関する問い合わせ先

〒103-8328 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号 マンダリンオリエンタル東京

03-3270-8800

mohg-giftcard@mohg.com

マンダリン・オリエンタル・グローバル・ギフトカード・インターナショナル・リミテッド

平成30年12月27日